

# 家庭用燃料電池契約

～選 択 約 款～

2022年4月1日実施

東邦瓦斯株式会社

## 目 次

1. 適 用.....	1
2. 用 語 の 定 義.....	1
3. 適 用 条 件.....	2
4. 契 約 の 締 結.....	2
5. 契 約 期 間.....	3
6. 料 金.....	3
7. 単 位 料 金 の 調 整.....	3
8. 割 引 制 度.....	3
9. 設 置 確 認.....	4
10. そ の 他.....	5

### 付 則

1. 本選択約款の実施の期日.....	6
(別 表)	
1. 料金および消費税等相当額の算定方法.....	7
2. 料 金 表 1.....	8
3. 料 金 表 2 (割引制度) .....	8

## 1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の基本約款とあわせて適用いたします。

## 2. 用語の定義

- (1) 「家庭用燃料電池」とは、ガスを一次エネルギーとして電気化学反応により発電を行うとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW未満のものをいいます。
- (2) 「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により、床面下もしくは壁中に設置した配管に温水を供給して床面もしくは壁面の一定面積の暖房を行うシステムをいいます。ただし、温風暖房を除きます。
- (3) 「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して暖房を行う家庭用のシステムをいいます。
- (4) 「浴室暖房乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (5) 「衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行うことを主な目的とした燃焼機器、もしくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する住居部分の室をいいます（浴室、洗面所等は含みません。）。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規

定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(11) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

### 3. 適用条件

次のいずれかの事項を満たすことを条件といたします。

(1) 専用住宅において、家庭用燃料電池を使用すること。

(2) 1需要場所におけるガスメーターの能力（基本約款の18(1)のただし書きによりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、家庭用燃料電池を使用すること。

### 4. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

(2) 申し込みの際は、所定の様式により申し込んでいただきます。

(3) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約、または設備の変更や建物の改築等のための一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ。）。

(4) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金

または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 5. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合の契約期間は、使用開始日（契約成立日と使用開始日が同日の場合を含みます。）から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更する場合の変更後の契約期間および他のガス小売事業者を当社へ変更してガスの使用を開始する場合の契約期間は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 6. 料 金

当社は、別表の料金表1と料金表2を適用して、料金を算定いたします。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて算定いたします。

## 7. 単位料金の調整

当社は、基本約款にもとづき、毎月、別表の料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。ただし、基本約款にもとづき算定した平均原料価格の金額が133,360円以上となった場合の平均原料価格は133,360円といたします。

## 8. 割引制度

- (1) 当社は、次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式によるお申し込みにもとづき各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。

### ① 乾燥割引

適用条件 住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること。

## ②床暖割引

適用条件 居室に床暖房もしくは家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

## ③床暖乾燥割引

適用条件 ①および②の適用条件を満たすこと。

(2) 当社は、割引制度を適用する場合、乾燥割引には別表の料金表 2 (1) を、床暖割引には別表の料金表 2 (2) を、床暖乾燥割引には別表の料金表 2 (3) を適用して割引額を算定いたします。

(3) すでにこの選択約款を契約されているお客さまで、割引制度の適用を受けられていないお客さまが、お申し込みにより新たに割引制度の適用を受けられる場合、もしくはすでに割引制度の適用を受けているお客さまが、お申し込みにより割引の種類の変更、もしくは割引制度の適用を取りやめた場合、その契約期間は、5 (2) の契約種別を変更した場合と同様といたします。

## 9. 設置確認

(1) 当社は、3 または 8 に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。

万一、立入りを承諾していただけない場合、あるいは 3 または 8 に定める適用条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約することがあります。

(2) お客さまが、家庭用燃料電池を取り外すなど、3 に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

(3) 割引制度の適用を受けられているお客さまが、浴室暖房乾燥機、衣類乾燥機、床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外すなど、8 に定める割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、割引制度の適用を取りやめたものといたします。

10. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施の期日

2022年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 割引制度を適用しない場合の料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。また、割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。

(2) 割引前料金は、基本料金と従量料金の合計といたします（1円未満の端数は切り捨て）。

(3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 割引額は、割引前料金に料金表2に定める割引率を乗じて算定いたします（1円未満の端数は切り上げ）。ただし、割引額算定の結果が料金表2に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）

=料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,860.00円
----------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116.51円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (割引制度)

(1) 乾燥割引

(2) 床暖割引

(3) 床暖乾燥割引

①割引率

割引種	割引率
(1)	5パーセント
(2)	5パーセント
(3)	10パーセント

②割引上限額 (いずれの割引制度も同じとします。)

割引上限額 (1 か月につき)	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------